

令和 6 年度前橋市重度身体障害者（児）住宅改造費補助金交付要項  
令和 6 年 4 月 1 日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所障害福祉課（前橋市保健所 1 階） 電話 027-220-5711（直通） 027-224-1111（内線 84-2104） 電子メールアドレス syougai-fukushi@city.maebashi.gunma.jp</p>
---

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>身体の上肢、下肢、体幹又は視覚に重度の障害を有する者（以下「障害者」という。）に適するよう住宅設備を改造するための経費の一部を補助することにより、障害者の在宅生活環境の改善を促進するとともに、家族の負担軽減を図り、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的とします。</p>	
内容	<p>補助対象者</p> <p>以下の各号すべてに該当する障害者又は当該障害者と生計を同一にする者です。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> <p>1 前橋市内に居住する者で、本補助金の交付申請から事業完了までの間、在宅生活を継続している者。</p> <p>2 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>3 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号により、次のいずれかに該当する者。  (1) 下肢の障害の程度が 1 級又は 2 級の者  (2) 体幹の障害の程度が 1 級又は 2 級の者  (3) 下肢及び体幹の重複障害で障害の程度が 1 級又は 2 級の者  (4) 視覚の障害の程度が 1 級の者  (5) 上肢の障害の程度が 1 級又は 2 級の者（ただし、両上肢共に 4 級以上の障害のある者）</p> <p>4 当該年度（6 月までは前年度）の市民税（所得割）額 160,000 円未満の世帯に属する者（世帯とは、住民票上の同一世帯をいう。）</p> <p>5 次に掲げる事項の全てに該当すること。  (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。  (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。  (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。  (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。  (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> </td> </tr> </table>	<p>1 前橋市内に居住する者で、本補助金の交付申請から事業完了までの間、在宅生活を継続している者。</p> <p>2 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>3 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号により、次のいずれかに該当する者。  (1) 下肢の障害の程度が 1 級又は 2 級の者  (2) 体幹の障害の程度が 1 級又は 2 級の者  (3) 下肢及び体幹の重複障害で障害の程度が 1 級又は 2 級の者  (4) 視覚の障害の程度が 1 級の者  (5) 上肢の障害の程度が 1 級又は 2 級の者（ただし、両上肢共に 4 級以上の障害のある者）</p> <p>4 当該年度（6 月までは前年度）の市民税（所得割）額 160,000 円未満の世帯に属する者（世帯とは、住民票上の同一世帯をいう。）</p> <p>5 次に掲げる事項の全てに該当すること。  (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。  (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。  (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。  (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。  (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p>
<p>1 前橋市内に居住する者で、本補助金の交付申請から事業完了までの間、在宅生活を継続している者。</p> <p>2 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>3 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号により、次のいずれかに該当する者。  (1) 下肢の障害の程度が 1 級又は 2 級の者  (2) 体幹の障害の程度が 1 級又は 2 級の者  (3) 下肢及び体幹の重複障害で障害の程度が 1 級又は 2 級の者  (4) 視覚の障害の程度が 1 級の者  (5) 上肢の障害の程度が 1 級又は 2 級の者（ただし、両上肢共に 4 級以上の障害のある者）</p> <p>4 当該年度（6 月までは前年度）の市民税（所得割）額 160,000 円未満の世帯に属する者（世帯とは、住民票上の同一世帯をいう。）</p> <p>5 次に掲げる事項の全てに該当すること。  (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。  (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。  (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。  (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。  (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p>		

		<p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p> <p>この補助金の交付は、障害者1人につき1回となります。ただし、障害の程度の重度化及び介護する者の状況に変化が生じたことにより、住宅改造の必要があると市長が特に必要と認める場合は、対象となります。</p>
<p>交付の対象となる事務(事業)及び対象経費□</p>		<p>1 障害者のために行う、新築及び増築を除く浴室、便所、玄関又は台所の改造工事その他市長が特に必要と認める改造工事</p> <p>2 当該年度内に事業を開始し、完了する工事</p> <p>3 介護保険の居宅介護(支援)住宅改修費又は重度身体障害者等に対する日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる工事については補助対象としません。ただし、これらの給付を受けた後、給付額を超えて改造経費がかかる場合については、その超過額を補助対象とすることができます。過去に、前橋市高齢者住宅改造費補助金の交付を受けている場合は、本補助金の交付を受けたものとみなします。</p>
<p>交付金額</p>		<p>1 補助基本額 600,000円</p> <p>2 補助率 6分の5</p> <p>3 補助基本額と補助対象となる改造に要した費用の額を比較して少ない方の額に6分の5を乗じて得た額を補助します。(1,000円未満切り捨て)</p>
<p>交付条件</p>		<p>1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助事業者は、補助の交付決定の内容やこれに付された条件に拘束され、これに従って事業を遂行しなければなりません。</p>
<p>交付申請の方法、時期等 交付手続</p>		<p>住宅改造の着工前に、次の書類を提出してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です(実績報告、請求も同じです)。</p> <p>1 補助金交付申請書兼誓約書</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 同意書</p> <p>(2) 承諾書</p> <p>(3) 事業計画書兼収支予算書</p>

	<p>(4)住宅改造にあたる業者の見積書及び図面 (5)その他参考となる書類</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定の 時期等□	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から20日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。
請求の方法、 支払時期等	<p>1 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、次の書類により請求してください。</p> <p>(1)補助金交付請求書</p> <p>2 事業の遂行上必要であるときには、工事完了後に概算払による補助金の交付を請求することができます。概算払により請求する場合は、次の書類により請求してください。</p> <p>(1)補助金概算払請求書 (2)添付書類 請求書の写し</p> <p>3 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
対象事業等 が変更、中止 又は廃止と なった場合 の手續□□	<p>1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合には、変更等の手続きが必要となります。</p> <p>2 変更等を行う前に、変更等承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p>
変更等承認 決定の時期 等	変更等承認申請書を受理した日から14日以内に承認の可否を決定し、通知します。
実績報告書 の提出□□	<p>1 事業が完了したら30日以内に、次の書類を提出してください。</p> <p>(1)実績報告書 (2)添付書類 ア 事業報告書兼収支決算書 イ 領収書(写) ウ 完成写真(改造場所ごと) エ その他参考となる書類</p> <p>2 上記実績報告書類の審査及び調査を行い、補助金額を確定します。</p>

	<p>交付決定の 取消し又は 補助金の返 還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取消された場合 取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した金額を超える場合 超える部分の金額</p>
<p>様 式</p>	<p>申請書等の 様式□□□</p>	<p>1 補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）</p> <p>2 同意書（様式第2号）</p> <p>3 承諾書（様式第3号）</p> <p>4 交付決定通知書（様式第4号）</p> <p>5 変更等承認申請書（様式第5号）</p> <p>6 変更等承認通知書（様式第6号）</p> <p>7 実績報告書（様式第7号）</p> <p>8 補助金確定通知書（様式第8号）</p> <p>9 補助金交付請求書（様式第9号）</p> <p>10 補助金概算払請求書（様式第10号）</p>